

岐阜市人材確保サポート奨励金交付要綱

平成15年 9月26日決裁
改正 平成16年 3月31日決裁
改正 平成16年 9月30日決裁
改正 平成17年 3月31日決裁
改正 平成17年10月 5日決裁
改正 平成19年 3月30日決裁
改正 平成20年11月28日決裁
改正 平成24年 3月30日決裁
改正 平成24年 7月 6日決裁
改正 平成25年 9月13日決裁
改正 平成26年 3月31日決裁
改正 平成27年 3月27日決裁
改正 平成30年 4月25日決裁
改正 令和 3年 3月25日決裁
改正 令和 5年11月30日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、職業経験等の不足等から安定した職業に就くことが困難な求職者及び障害者の雇用の推進及び安定を図るために、事業主がトライアル雇用をした者を引き続き常用雇用をすることを奨励する岐阜市人材確保サポート奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) トライアル雇用 事業主が労働者の適性等を見極めるために行う試行的な雇用で、国が実施するトライアル雇用助成金のうち、次のアからウまでのいずれかのコースの支給対象になったものをいう。
 - ア 一般トライアルコース
 - イ 障害者トライアルコース
 - ウ 障害者短時間トライアルコース
- (2) 常用雇用 期間の定めのない雇用であつて、1週間当たりの所定労働時間が次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める時間以上のものをいう。
 - ア 一般トライアルコースの支給対象になった者 30時間
 - イ 障害者トライアルコース又は障害者短時間トライアルコースの支給対象になった者 20時間
- (3) 対象常用雇用者 トライアル雇用が終了した後引き続き3か月以上常用雇用をされてい

る者で、トライアル雇用の終了日前から継続して市内に住所を有するものをいう。

(対象事業主)

第3条 奨励金の交付対象者は、市内に事業所を有し、かつ、雇用保険適用事業所の事業主であって、対象常用雇用者を雇用した事業主とする。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、予算の範囲内で、対象常用雇用者1人につき10万円とする。

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする事業主（以下「申請者」という。）は、トライアル雇用実施後、対象常用雇用者を雇用した日から3か月を経過した日から2か月以内（2か月以内に申請しなかったことについて天災その他やむを得ない事由があるときは、その事由がなくなった日から7日以内）に、岐阜市人材確保サポート奨励金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）により市長に申請しなければならない。

2 交付申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 岐阜労働局に受理されたトライアル雇用に係る結果報告書の写し
- (2) 岐阜労働局から送付されたトライアル雇用に係る助成金支給決定通知書の写し
- (3) 常用雇用を開始した日から3か月間の対象常用雇用者の出勤状況が確認できる書類
- (4) 常用雇用を開始した日から3か月間の対象常用雇用者に対する賃金の支払状況を明らかにする書類
- (5) 対象常用雇用者の住民票（第1項に規定する奨励金の交付申請期間内に発行されたもの）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(奨励金の交付決定の通知)

第6条 市長は、奨励金の交付の可否について、岐阜市人材確保サポート奨励金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(奨励金の支給)

第7条 対象常用雇用者が、本市の他の雇用の促進に関する補助金等の対象となる場合は、この要綱による奨励金を支給しない。

(奨励金の交付手続の特例)

第8条 奨励金の交付に係る手続については、規則第15条、第16条及び第18条の規定は適用しない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

(柳津町の編入に伴う経過措置)

2 柳津町の編入の際現に柳津町に住所を有する者のうち、トライアル雇用された日から引き

続き同町に住所を有し、トライアル雇用されているもの又はトライアル雇用に引き続き常用雇用者として雇用されて3か月を経過していないもののその間の住所は、第2条第1号ウ又は第2号ウに規定する市内の住所とみなす。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の岐阜市若年者・中高年齢者・障害者雇用促進奨励金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に適用し、施行日前の申請については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年9月16日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の岐阜市若年者・中高年齢者・障害者雇用促進奨励金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、平成25年5月16日以降にトライアル雇用を開始した申請に適用し、同日前にトライアル雇用を開始した申請については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、平成25年5月16日前に公共職業安定所の紹介を受け、同日以降にトライアル雇用を開始した場合は、なお従前の例による。

4 前2項の規定により従前の例による場合においては、改正後の要綱に定める様式第1号及び様式第2号を使用することができる。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年3月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の岐阜市人材確保サポート奨励金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、平成26年12月27日以後にトライアル雇用をされた対象常用雇用に係る改正後の要綱第5条第1項の規定による申請について適用し、同日前にトライアル雇用をされた対象常用雇用に係る改正前の岐阜市若年者・中高年齢者・障害者雇用促進奨励金交付要綱第5条第1項の規定による申請については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定により従前の例による場合においては、改正後の要綱に定める様式第1号及び様式第2号を使用することができる。

附 則

この要綱は、平成30年4月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。